

結婚新生活補助金

結婚新生活を始める費用を助成します

市では、地域少子化対策の一環として平成 29 年度からこの事業を実施しています。
今年度も引き続き、結婚し新たに生活を始める世帯に対し補助金を交付します。

対象世帯

1. 令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに婚姻届を受理された夫婦の世帯
2. 婚姻の時点で夫婦ともに 39 歳以下
3. 夫婦の所得の合計が 500 万円未満
4. 申請の時点で夫婦の一方が本市に居住している
5. 市税等の滞納がない
6. 他の公的な制度による支援を受けていない

※上記以外にも要件があります。



【対象経費】 住宅賃借費用 住宅取得費用 住宅リフォーム費用 引越し費用

【補助金額】 夫婦ともに 29 歳以下の世帯・・・上限 60 万円

上記以外の世帯・・・上限 30 万円

【申請期間】 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

◎その他、詳しくは市ホームページをご覧ください。

【市ホームページ】



【問い合わせ】

市民環境部市民課市民生活係

TEL027-382-1111(内線 1027)

結婚新生活を始めるための 住居費用等を助成します

補助金の申請をご検討の方は、事前にご相談ください

対象世帯（すべてに該当）

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦が属する世帯
- ② 夫婦の両方が婚姻の時点において39歳以下であること
- ③ 夫婦の所得の合計が500万円未満であること
※500万円以上であっても、貸与型奨学金を返還している場合は、年間返済額を所得の合計から控除できます
- ④ 申請時点で夫婦の一方が本市に居住していること
- ⑤ 市税等の滞納がないこと
- ⑥ 他の公的な制度による支援を受けていないこと

※上記以外にも条件があります

※前年度に申請した世帯で、上限額に達していない世帯も対象となります



対象経費

令和7年4月1日～令和8年3月31日
に支出したもの

- ☺住宅賃借費用
(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ)
- ☺住宅取得費用
(新築費用、購入費用)
- ☺住宅のリフォーム費用
(修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用)
- ☺引越し費用

補助金額

夫婦ともに29歳以下の世帯
上限60万円
上記以外の世帯
上限30万円

申請期間

令和7年4月1日～
令和8年3月31日
3月中に婚姻する予定の方は
お早めにご連絡ください。

申請・問合せ先

安中市役所 市民課 市民生活係

TEL：027-382-1111（内線1027・1208） FAX：027-381-7020

（土日・祝日・年末年始を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

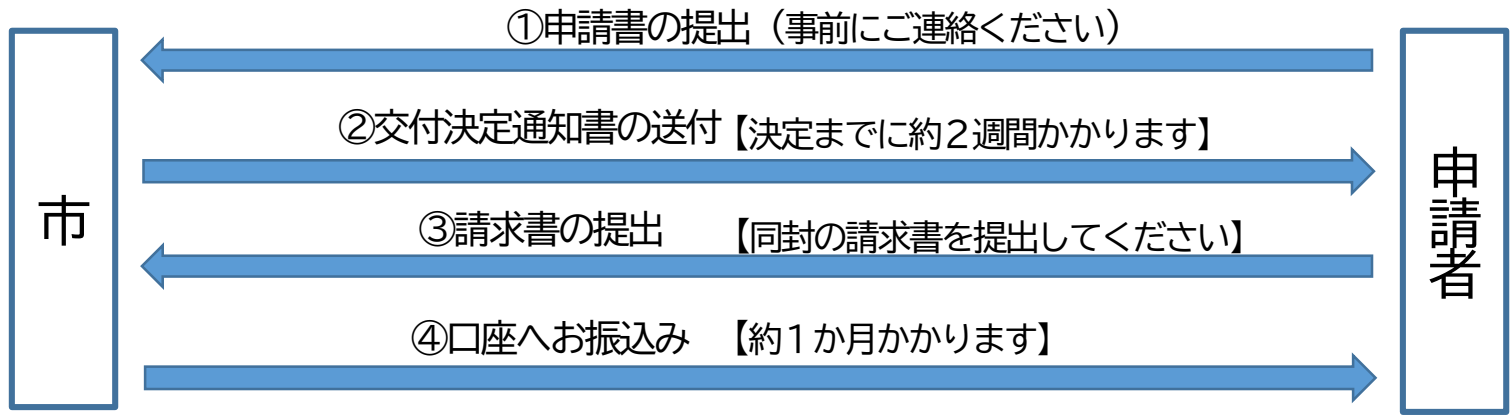
Eメール：seikatsu@city.annaka.lg.jp

詳しい内容はこちら



安中市結婚新生活支援補助金の申請をお考えの方へ

★申請から交付までの流れ



★添付書類

【共通書類】

- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- 住民票
- 所得証明書（夫・妻）※申請時において直近のもの
- 所得を算定した年の貸与型奨学金の返還額が分かる書類（該当者のみ）

【住宅取得の場合】

- 新築・購入に係る工事請負契約書または売買契約書の写し
- 支払済み費用がわかる領収書

【リフォームの場合】

- リフォームに係る工事請負契約書または請書の写し
- 支払済み費用がわかる領収書

【賃借の場合】

- 住宅の賃貸借契約書
- 支払済み費用がわかる領収書
- 住宅手当支給証明書（夫・妻）※無職の場合は不要

【引越の場合】

- 家財の運送費用がわかる領収書

Q&A

Q1. 所得500万円は、収入で換算するとどのくらいですか？

A1. 年収(給与のみ)で、約678万円になります。
(あくまでも目安です。条件により異なります。)

※源泉徴収票をお手元にお持ちの方は、「所得控除後の収入」欄をご覧ください。
※わからないことがある場合は、事前に税務課窓口にご相談してください。

Q2. 婚姻届受理前から同居しています。同居期間中の賃料は補助の対象になりますか？

A2. 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。

Q3. 友人に手伝ってもらい引越しました。引越費用として対象になりますか？

A3. 対象にはなりません。業者に委託した費用のみが対象となります。ご自身(ご友人)で引越を行った際のレンタカー代金や、不用品処分費などは対象となりません。

* ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

* この補助金は、住宅金融支援機構「フラット35（地域連携型）」と連携していますので、ご相談ください。

